

いろいろわかる 社協ガイドブック

社会福祉協議会しゃきょう（以下「社協」）とは？

社会福祉法で定められている、公共性・公益性の高い民間の非営利組織です。
地域福祉の推進を目的として、さまざまな立場の地域住民の皆さんが参画しています。
皆さんが住みなれた場所で安心して暮らしていけるよう、社協は各種の福祉サービスや
相談活動などを通じて、地域福祉の向上に努めています。
社協は、暮らしやすいまち「とやま」を皆さんと一緒につくっていきます。

●もくじ●

事業内容の
ご紹介

地域の福祉活動
に関すること

1P

ボランティアに
に関すること

3P

困ったときの
相談は

5P

福祉サービスに
関すること

7P

高齢者の
生きがいづくり
に関すること

9P

その他の事業

11P

会費・寄附
について

13P

社会福祉法人 富山市社会福祉協議会

このガイドブックは、市民の皆さまからの会費で作成しています。

地域の福祉活動に関すること

あなたが生活している地域で、困りごとや生活に不自由さを感じている方はいませんか？
そんな方のために「何かできないかな？」「何かやってみたい！」と思われる方は
地区(校下)社会福祉協議会(以下「地区社協(ちくしゃきょう)」の活動に参加しましょう！

地区(校下)社会福祉協議会とは

地区社協は、地域住民の皆さんが安心して暮らしていけるまちづくりのために、
さまざまな福祉活動に自発的に取り組んでいる団体です。
町内会や民生委員、老人クラブ、ボランティアグループなどの各種団体で組織
されており、市内80地区に設置されています。



地区(校下)社会福祉協議会の活動

●地域にある困りごとや問題の把握と解決

その地域ならではの問題やニーズに対して、公的なサービスを利用するほか、できることは自分
たちで協力して解決していきます。



●ふれあいいきいきサロンの開催

高齢者等の閉じこもり予防のため、楽しい時間をすごしてもら
えるよう地区公民館等での会食会やゲームなどを行っています。



●子育てサロンの開催

子育て中の方同士の情報交換や、リフレッ
シュのための集まりの場を設けます。また
子供と高齢者等が、昔遊びを通してふれあ
う「世代間交流」も企画します。



●給食・配食サービス

一人暮らしの高齢者等に会食会を行ったり、安否確認も兼ねてお食事を届けます。

身近な困りごとを、みんなで解決！

●見守りや生活支援活動

地域住民の皆さんがちょっと気がかりな世帯を対象に、見守りや声かけなどの安否確認やゴミ出しなどの軽易な生活支援活動を行います。
例：ケアネット活動（ご近所助け合い活動）詳細は下記を参照ください。



●福祉推進員の設置

見守りが必要な人に日常的に見守りや声かけを行い、様々な困りごとを早期に発見し、民生委員や専門機関につなぎます。
また地域によっては、地区社協の活動員として行事の運営に参加・協力したり、高齢者や障害者、子育て中の親子などが孤立しないよう行事への参加を促したりしています。

●その他

他の地域への視察研修会、福祉研修会、地区広報紙の発行、福祉マップづくりなど、各地域ならではの活動がいろいろと行われています。



「参考」ケアネット活動とは

●活動の目的

地域住民の皆さんが複数（2人以上）でちょっと気がかりな世帯を対象に、見守りや声かけなどの安否確認やゴミ出しなどの軽易な生活支援活動を行い、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりをすすめることが目的です。

●活動の内容

地域住民



チーム

活動の具体例

<よりそい>

声かけ、話し相手（電話でも可）、さりげない見守り など

<家のこと>

買物、ゴミ出し、除雪、電球の取替え、庭木の剪定 など

<その他>

通院の付添い、薬の受取、重い荷物の移動、おすそ分け、書類の説明、外出の手伝い など

対象者



安心感

負担の軽減

閉じこもり防止

孤立死の早期発見・防止

市社協と地区（校下）社協との関係

市社協には本所と支所があり、それぞれの職員が、各地区（校下）社協の役員（リーダー）の方々と協力しながら、地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを行います。

ボランティアに関すること

市内に5つの**ボランティアセンター**を開設しています。

ボランティアに関することは、ボランティアセンター（TEL 422-2456）へご相談ください。

ボランティアセンターのしごと

●相談・調整

活動を始めたい人、ボランティアを必要としている人や施設からの相談を受け付け、関係機関等との連絡調整を行います。



●講座・研修会の開催

活動へのきっかけづくり、手話など専門ボランティアの養成を目的にさまざまな講座を開催しています。
また、福祉教育の一環として「福祉の講師」を学校や地域に派遣します。



●広報活動

情報誌の発行や、ホームページで情報提供を行います。



●活動支援

活動に必要な機材・備品や活動の場の提供、会議室や印刷機の貸出、活動資金の助成情報やボランティア活動保険の取扱い等を行います。



ボランティアセンターへの登録

ボランティアセンターに登録していただいた個人・団体の方に、活動先の紹介や斡旋を行っています。

<登録者への支援>

- ①ボランティアに関する情報提供（講演会や研修会・講座・助成金情報など）
- ②活動場所の提供（富山市総合社会福祉センターの一部）
- ③ボランティア活動保険掛金の一部補助（※公費等で補助、助成を受けている場合などは対象外）
- ④その他ボランティアに関する各種相談など

災害が起きたときの支援

大規模な災害が起きた時に、富山市、富山市災害ボランティアネットワーク会議との話し合いにより災害ボランティアセンターを立ち上げ運営します。その運営が円滑に行われるよう日頃から訓練や研修会などを行います。

また、必要に応じて災害ボランティアコーディネーターとして社協職員を被災地へ派遣します。

—— 活動したい人も、頼みたい人も、まずはここから



富山県ボランティア活動のマスコット ハーティ

◎以下の各項目の開催期間や場所、時間などの詳細は市の広報やホームページなどで順次お知らせいたします。

ボランティア講座の開催

各種ボランティア育成のため、知識と技術を学ぶ場を提供しています。

- 手話講座 ●点訳講座 ●音訳講座 ●傾聴ボランティア養成講座
- おもちゃドクター養成講座 ●災害ボランティア・支援者養成講座 ほか



サマーボランティア体験

社会福祉やボランティア活動への理解と関心を深めてもらうために社会福祉施設でのボランティア体験を行います。幅広い年代の方々に生きがいや社会参加のきっかけとなるような場の提供を行います。

活動期間／7月下旬～8月末の間で、連続5日以上
参加対象／市内在住または市内に通勤・通学する高校生以上の方
活動先／市内にある特別養護老人ホーム、児童養護施設、障害者施設 ほか多数



生活支援ボランティア「ささえサン」の派遣

ちょっとした困りごとのある高齢者世帯等に、市民から募ったボランティアを派遣します。

対象者／親族や近隣の協力が得られない世帯の方など

活動内容／専門的な技術や知識を必要としない1時間以内でできる不定期な活動

<例えば>

- 家具の移動や簡単な組み立て ●軽易な家周りの小修繕（蛍光灯交換）
- 低木のせん定 ●衣替え ●窓ふき など



除雪ボランティア「おらっちゃ雪かき隊」の派遣

自力での除雪が困難で近隣の協力が得られない世帯を対象に、市民から募集した除雪ボランティアの派遣を行っています。

活動内容／玄関先から生活道路まで、安全に歩行できる程度の除雪。



困ったときの相談は

日々の生活の中で、相続や財産、金銭・離婚問題やトラブルなど様々な悩みが発生した場合に、一人で抱え込まずに、**心配ごと相談・法律相談・生活福祉資金貸付事業・生活困窮者自立支援事業・日常生活自立支援事業・福祉後見サポート事業**へご相談ください。（無料・秘密厳守）

心配ごと相談

生活上の心配ごとの相談に応じます。悩みの解決方法や他に相談したらよい機関の紹介など、アドバイスをを行います。

法律相談

法律に関する相談に応じます。富山県弁護士会から派遣された弁護士が対応いたします。

詳しい日程や時間は、**広報とやま 毎月20日号**に掲載しています。

問合せ先	TEL
中央（総合社会福祉センター）	422-3414
呉羽（呉羽公民館）	436-5171
北部（岩瀬公民館）	437-9715
水橋（水橋西部公民館）	478-1131
大沢野（大沢野健康福祉センター）	467-1294
大山（大山地域市民センター）	483-4111
八尾（八尾健康福祉総合センター）	454-2390
婦中（西保健福祉センター）	469-0775

生活福祉資金貸付事業

就学に必要な費用や失業による生活費などの一時的な貸し付けを行います。

●緊急小口資金

対象／低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯

内容／緊急かつ一時的に貸し付ける少額の費用（医療費・介護費の支払い、火災等の被災時）

●総合支援資金

対象／失業等日常生活全般に困難を抱えており、一時的な貸し付けで自立が見込まれる世帯。

内容／生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費

●福祉資金・教育支援資金

対象／低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

内容／就職のための技術習得費用、住居の転居費、冠婚葬祭の経費、学費、障害者の自動車購入、療養費・介護費の自己負担費用 など

●問合せ先 TEL 422-3414



生活困窮者自立支援事業

生活全般の立て直しを図り自立に向けて支援します。

◆**自立相談支援事業** 就労その他の自立に関する相談支援等の実施

◆**住居確保給付金** 離職等により住宅を失った生活困窮者に家賃相当額を支給

◆**家計改善支援事業** 家計管理に関する相談・助言、貸し付けのあっせん等

●問合せ先 TEL 422-3414

緊急支援事業

緊急的かつ一時的に食糧等の確保が困難な方に食糧等を提供します。

●問合せ先 TEL 422-3414

悩みや心配ごとを、誰に、どこに相談したらよいかわからないとき

判断能力や金銭管理に不安を感じた方へ



日常生活自立支援事業

高齢や障害のため判断能力が十分でない方の、日常のお金の管理や福祉サービスの利用などをお手伝いします。

ご自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する相談をお受けしたり、預貯金の払戻し、各支払い手続き、大切な書類のお預かり等を行います。

●問合せ先 TEL 422-5135



福祉後見サポート事業

「成年後見制度」に関する相談や普及・啓発、市民後見人に関する研修会の開催等を行います。また、家庭裁判所からの受任依頼により法人後見を行います。

成年後見制度とは

認知症、知的や精神の障害などの理由で判断能力が不十分な人(本人)の「権利」や「財産」を法律的に保護し支援する制度で、次の2つのしくみがあります。



A
さん

ものごとを
判断できない、
または不十分…

法定後見制度 判断能力が不十分になってから

申立人(本人・配偶者・四親等内の親族。該当者がいない場合は市町村長)が家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が**後見人**(Aさんを支援する人)を決める制度です。



B
さん

今は元気だけど、
将来が心配…

任意後見制度 判断能力が不十分になる前に

あらかじめ、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を、Bさん本人が富山公証人合同役場で公正証書にしておく制度です。

後見人は、何をするの? ※後見人とは「成年後見人」「保佐人」「補助人」の総称です。

認知症や知的・精神障害などで判断力が十分でない方に対して、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、その人らしい生活ができるよう支援します。たとえば

◆住居、介護、施設入所契約などの法律行為を行います。(身上保護)

◆金銭や不動産などの財産を管理します。(財産管理) ※食事の世話や介護などは職務ではありません。

●問合せ先 TEL 422-3414

福祉サービスに関すること

地域での福祉・ボランティア活動に**福祉機材貸出事業**をご活用ください。また、車いすを利用している高齢者の外出に**高齢者移送サービス**をご利用ください。

福祉機材貸出事業

地域での福祉のイベントやサロン活動などで使えるゲームや在宅の障害者及び高齢者が日常生活に必要な車いすなどの介護用具の貸出を行います。

- | | |
|----------------|--|
| 【利用対象者】 | 富山市在住の方（ただし、営利目的の利用はできません） |
| 【利用期間】 | 介護用具は原則3カ月以内
その他の機材は原則7日以内 |
| 【利用料】 | 無料 |
| 【申込み】 | ①6カ月前から予約できます。
②空き状況を確認の上、『福祉機材等借用申請書』を、機材等保管する社協本所、または支所に提出してください。 |



●貸出予約・問合せ先 TEL 422-3400 ※福祉機材一覧は社協HPでご覧いただけます

高齢者移送サービス

高齢者や障害のある方の外出を支援します。**利用対象項目に該当し、市役所またはお住まいの地域の行政サービスセンターに登録した方**がご利用になれます。

利用対象項目

市内に在宅のおおむね65歳以上の方で要介護1以上または身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けた方で、次のいずれかに該当する方。

- ①日常的に**車いす**を利用している方
- ②山間地にお住まいの65歳以上の高齢者世帯で、公共の交通機関等を利用することが困難な方。

◎料金や運行時間など、詳細についてはお問合せください。



- 問合せ先
- ・登録申請は……市役所（長寿福祉課） TEL 443-2062 または各行政サービスセンターへ
 - ・利用申込みは……市社協（地域福祉課） TEL 422-6662

介護認定調査事務所

市からの調査依頼を受けて、介護保険の新規の利用申請をされた方などのお宅を訪問し、介護保険に必要な介護認定調査を行います。



●問合せ先 介護認定調査事務所 TEL 422-3100／婦中事務所 TEL 469-0780

暮らしの中で介護や支援が必要になったときは

👤 障害のある方へ

福祉バス運行事業

障害のある方が、レクリエーションや研修会などの社会活動に参加できるよう、リフト付きの福祉バスを運行します。
市内在住で障害者手帳等を交付された方10人以上の参加で、ご利用いただけます。

※利用申し込みは、事前に空き状況を確認の上、電話かFAXで。



●問合せ先・申込み先 TEL 422-3400 FAX 422-2684

音訳で情報提供

視覚障害者への情報提供を目的に、音訳ボランティアによる『広報とやま』、『天声人語』、『月刊声のライブラリー』をテープやデイジー版CDに録音し、毎月市内の視覚障害者に無料で郵送貸出をしています。



●問合せ先・申込み先 TEL 422-2456

共同作業所

障害のある方の自立促進と福祉向上を図ることを目的として、アミティ工房・ガラス工芸共同作業所を運営しています。製品はさまざまな場所で販売し、売り上げの中から工賃を支払います。通所できる方は、市内在住で義務教育年齢を過ぎ自分で身の回りのことができる方です。

アミティ工房

籐細工やちりめん小物づくり

- かご類
- ストラップ
- お手拭きタオル
- 正月飾り など



●問合せ先：
富山市障害者福祉プラザ南館（蜷川15）
アミティ工房 TEL 428-0380

ガラス工芸共同作業所

ガラス製品の模様づけとアクセサリーづくり

- グラス
- 花びん
- ペーパーウエイト
- 写真立て など



●問合せ先：
富山市障害者福祉プラザ南館（蜷川15）
ガラス工芸共同作業所 TEL 428-9511

高齢者のいきがいづくりに関すること

定年を迎えられた方、これから定年を迎えられる方、何かを始めてみたい方…

多彩な講座の開催で、楽しく充実した時間を過ごすきっかけづくりのお手伝いをしています。

さまざまな趣味活動

●長寿ふれあいセンター

高齢者の個性や能力を発揮できる「いきがい」についての情報・相談・活動の場を提供します。

対象／市内在住の60歳以上の方

いきがい講座

<かんたんスマホ体験講座> ★年2回開催

スマートフォンを持っていない方を対象に、選び方や安全な使い方のポイントを学びます。



<終活セミナー> ★年1回開催

自分らしい最後を迎えるための準備「終活」について、楽しく学びます。



<高齢者生きがい講座> ★年2回開催

いきがいづくりのきっかけの一つとして、「そば打ち体験」を行っています。



<仲良く歩こう講座> ★年1回開催

身近にできる「歩く」という運動により、健康・体力の保持を図ります。

<ふるさと探訪講座> ★年1回開催

富山の名所、旧跡にまつわる歴史を学び、現地を訪ねることで「ふるさと富山」の良さを再発見します。

同好会の支援

いきがい活動、趣味活動を目的として多くの同好会が登録されています。同好会への新規加入を促したり、相談に応じています。

受講料や実施時間は同好会によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

<登録されている同好会>

読書、英会話、太極拳、新舞踊、パソコン、ふれあいマジック、楽しく歌おう、ふるさと探訪 など



●問合せ先 長寿ふれあいセンター（市社協内）TEL 422-3400

—— 趣味を見つけない、仲間づくりをしたい！

●大沢野高齢者いきがい工房

高齢者の健康増進のため、木工、木彫、ステンドグラス教室など「ものづくり」を通じた各種講座を行います。

対象／市内在住の60才以上の方



木工



木彫



ステンドグラス

●問合せ先 大沢野高齢者いきがい工房（春日109-1） TEL 468-7222

健康増進・仲間づくり



●婦中社会福祉センター「老人福祉センター」

入浴サービス、仲間づくり、レクリエーションなどを通して、高齢者等の皆さんの健康増進を図り、気軽に集まれる場所を提供しています。くつろぎの時間と楽しいおしゃべりで介護予防に努めます。



対 象／市内在住60才以上の方および障害のある方とその付き添いの方（利用料：100円）

開館時間／ 9：00～17：00 月曜～日曜 ※年末年始ほか、点検などのため臨時休館があります。

入浴時間／10：00～15：00 火曜～日曜 ※月曜の入浴サービスはありません。

送迎バス／火曜～金曜 ※婦中地域のみ運行となります。

◎市内には、このほかに5カ所の老人福祉センターと2カ所の「老人憩いの家」がありますが、市社協で運営しているのは「婦中社会福祉センター」です。

●問合せ先 婦中社会福祉センター（婦中町上轡田287） TEL 466-2161

その他の事業

市社協では、地域住民の皆さんの参加と保健・福祉関係者の協力を得て、住みよいまちづくりのためにさまざまな福祉活動を行っています。

福祉フェスティバル・ふれあいフェスタ(福祉イベント)の開催

●福祉フェスティバル

毎年11月頃に、長年社会福祉活動やボランティア活動に従事された方々の活動をたたえ、その活動に対する表彰を行います。その他に講演会やシニアライフ講座受講生の発表を行います。



●ふれあいフェスタ

毎年9月～10月に、各地域で福祉活動をしている団体の紹介や社協を知っていただくイベントを実施します。

楽しい催しが盛りたくさんですので、ご家族・ご友人お誘いあわせのうえ、お越しください。

富山地域 富山市民ふれあい広場

点字・点訳体験、ステージショー、手作り品・軽食販売 ほか

大沢野地域 福祉活動パネル展

地区社協、福祉施設等の活動紹介

大山地域 大山ふれあい開運まつり

ボランティア活動紹介、遊びのコーナー、手話体験、健康鍋 ほか

八尾地域 やつおふれあいフェスティバル

子ども祭りコーナー、ボランティア活動発表、うまいもん広場、炊き出し実演 ほか

婦中地域 ふれあい広場 in 婦中

ふれあい交流、ボランティア活動紹介、すこやか交流コーナー ほか



●子育て応援広場

子育てに関する様々な情報交換（地域のサロン情報など）や交流の場を提供し、子育て世代を支援するとともに、社協の事業を紹介します。

・交流カフェ、フリーマーケット、おもちゃ病院開院、子育て相談コーナーほか

●問合せ先 TEL 422-3400

社協では、こんなこともやっています

福祉用具サポート

不要になった福祉用具の情報を広く提供し、再利用してもらうことで有効活用を図ります。情報は、市社協のホームページに掲載しています。

利用対象：市内在住の方

対象の福祉用具：特殊ベッド、車いすなど一般的な福祉用具。

使用可能なもので、無料で提供していただけるものとしします。

※衛生上、体に直接触れるものや医療器具は除きます。



●問合せ先 TEL 422-3400

お買物バス事業

中山間地にお住まいの一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者世帯などで公的なサービスを受けられず、買い物に不便を感じている方をご自宅から最寄りの買い物先（スーパーマーケットなど）までの送迎、買い物時の見守りやお手伝いを行います。

《利用条件》

介護保険制度や障害者総合支援法でのサービス、家族の援助などが受けられず、自力で買い物をすることが極端に制限される方など。

《実施地域と利用日》（年末年始、土日祝日運休）

地域	コース	利用日
大沢野	船峯	第1・3火曜
	下夕北部	第2・4火曜
山田	若土・湯／東部	第1・3水曜
	竹の内／西部	第2・4水曜

地域	コース	利用日
大山	大庄	第1・3金曜
	上滝	第2金曜
	大山	第2・4金曜又は第4・5金曜



《利用料金》 無料

《利用回数》 1名につき月2回まで

《利用についての相談・お申込み》 お住まいの地域の各地区社会福祉協議会、または各支所

●問合せ先 TEL 422-3400

会費・寄附について

市社協は、地域住民の皆さんに人的・財源的に支えられています。
皆さんからいただいた会費や募金は、子どもからお年寄りの方が安心して暮らせる住みよいまちづくりのための事業に活用しています。

社協の財源について

社協会費、募金の配分金、県や市からの補助金・受託金、事業収入などが主な財源です。

●社協会費

社協会員（地域福祉の推進に賛同し、人的・財源的に支えてくださる方）からの会費

<会費> ※個人・団体は問いません

一般会員	一般市民	1世帯あたり	年間100円
団体会員	社会福祉機関および団体	1団体あたり	年間5,000円
施設会員	社会福祉施設	1施設あたり	年間5,000円
賛助会員	会社・事業所（団体）	1口あたり	5,000円
	会社・事業所（個人）	1口あたり	3,000円

●富山市愛と誠銀行

多くの個人・団体・企業などから、富山市愛と誠銀行に寄附金や物品が寄せられます。寄せられた寄付金や物品は市内の福祉施設や福祉団体の活動を支援するために役立てられています。

こんなとき、寄附してみませんか？物品も受け付けています。

<寄附金>

- ◆企業の創立記念や開店記念に
- ◆フリーマーケットやチャリティコンサートの売り上げ
- ◆配偶者や家族が、生前お世話になった地域の方々へ など

<物 品>

- ◆タオル類 ◆洗剤、石けん類 など



●問合せ先 TEL 422-3400

社協は地域みなさんに支えられています

●赤い羽根共同募金

毎年10月～12月の期間に共同募金運動を実施します。
この運動で寄せられた寄附金は、およそ70%が募金された地域で活用されており、民間社会福祉施設をはじめ、市社協や福祉団体の事業に役立てられています。

共同募金運動シンボルキャラクター
愛ちゃんと希望くん



●問合せ先 TEL 422-3400

会費や募金の使い道について

会費や募金は、地区社会福祉協議会への支援やボランティア活動など、地域の福祉活動に還元しています。

会費や募金を財源とする事業

- 地区社協支援事業
- 地域リーダー研修会
- ふれあいサロン普及事業
ほか 地域を支援する各種事業
- ボランティアセンター運営事業
ほか ボランティアに関する事業
- 緊急支援事業
- 高齢者のいきがづくり事業
- 福祉フェスティバル開催事業
- ふれあいフェスタ開催事業
- 子育て応援広場
- 広報活動事業
(ホームページ運営、市広報の活用(社協コーナー)など)

⇒ 1～2P参照

⇒ 3～4P参照

⇒ 5P参照

⇒ 9～12P参照



寄附金を財源とする事業

- 社会福祉活動助成事業

●問合せ先 TEL 422-3400

福祉の講師派遣事業

市内の小中学校、高校、支援学校および地域の各種団体、企業等へ福祉の講師を派遣しています。子どもたちに「思いやりの心」「ともに生きていく心」を育み、福祉への理解と関心を深めてもらうことを目的に実施しています。

<講座内容の例>

- 高齢者疑似体験グッズによる体験学習
- 手話ってなに?・点字ってなに?
- 視覚障害者の理解
- ケアネット(ご近所助け合い活動)について
- ボランティア活動について
- 福祉推進員の役割について

※この他にも、さまざまな事業・支援を行っています。
詳しくは下記までお問い合わせください。



ほか



社会福祉法人 富山市社会福祉協議会



富山市社会福祉協議会・本所

〒939-8640 今泉83番地1
市総合社会福祉センター内
TEL 422-3400(代表) FAX 491-2433



大沢野細入支所

〒939-2224
春日96番地1
大沢野健康福祉センター内
TEL 467-1294(代表)
FAX 468-3563



八尾山田支所

〒939-2376
八尾町福島200番地
八尾健康福祉総合センター内
TEL 454-2390(代表)
FAX 454-2356



大山支所

〒930-1312
上滝523番地1
大山地域市民センター内
TEL 483-4111(代表)
FAX 483-4155



婦中支所

〒939-2603
婦中町羽根1105番地7
西保健福祉センター内
TEL 469-0775(代表)
FAX 469-0779